

エコ・プラン21

大館市役所地球温暖化防止実行計画

平成29年7月
秋田県大館市

改定履歴				
制 定	平成14年	4月	1日	
1次改定	平成15年	4月	1日	
2次改定	平成19年	4月	1日	
3次改定	平成20年	4月	1日	
4次改定	平成25年	4月	1日	
5次改定	平成26年	4月	1日	
6次改定	平成27年	4月	1日	
7次改定	平成28年	4月	1日	
8次改定	平成29年	7月	1日	

目次

I	エコ・プラン21の基本方針	
(1)	大館市環境方針	1
1.	基本理念	1
2.	基本方針	1
(2)	計画の基本的事項	2
1.	計画の目的	2
2.	関連計画との位置づけ	2
3.	計画の対象範囲	3
4.	対象とする温室効果ガス	3
5.	計画の期間	4
6.	公表	5
II	エコ・プラン21の活動目標	
(1)	二酸化炭素の総排出量	5
(2)	二酸化炭素総排出量削減目標	6
(3)	目標達成のための取組事項	7
1.	省エネルギー対策	7
2.	再生可能エネルギーの導入	8
III	エコ・プラン21の推進	
(1)	推進体制	8
1.	基本方針・行動目標等の決定とその見直し	8
2.	実施と運用	9
3.	点検等	9
(2)	推進状況の点検	10
1.	毎月の点検等	10
2.	点検結果の報告	10
3.	是正措置等	10
別表1	エコ・プラン21 対象組織等	11
IV	資料・様式編	
(1)	二酸化炭素排出量算出方法	16
(2)	地球温暖化対策の推進に関する法律	16
(3)	温暖化のメカニズム	17

I エコ・プラン21の基本方針

(1) 大館市環境方針

1. 基本理念

大館市の目指す「匠と歴史を伝承し、誇りと宝を力に変えていく未来創造都市」を実現するため、私たちは歴史に学び、先人が育んできたふるさと大館を一つ一つ受け止め、守り、そしてまた新たな歴史を生み出していこうとしています。「ひと」「暮らし」「まち」が相互に関わり合いながら、市民とともに大館の未来につながるものがたり（歴史）を紡ぎます。

そこには、常に地球環境に配慮した行動が伴わなければなりません。まちづくりの礎となる大館の環境を、そして自然を守るため、私たちは環境マネジメントシステムを運用し、継続的改善に取り組みます。

2. 基本方針

(1) 環境汚染の防止

私たちの活動は、常に環境に影響を与え、かつ与えられることを自覚し、法の遵守はもとより地域との約束（協定）を守ることで、環境汚染の未然防止に努めます。

(2) 自然と共生し、安全・安心に暮らせるまちづくり

「ふる里大館」の人々が、地域固有の歴史、文化、豊かな自然や生物と共生し、将来にわたって安全、安心に暮らせるまちづくりを目指します。

(3) 持続可能なまちづくり

持続可能なまちづくりのため、地域資源を活用したエネルギーの地産地消に取り組むとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで、低炭素社会の構築を目指します。

平成28年4月1日

大館市長 福原 淳 嗣

(2) 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、大館市の事務・事業に関して、環境マネジメントシステムを活用した温室効果ガスの排出削減に取り組み、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

また、市が率先して本実行計画に取り組むことで、対策実施上の課題や効果などについて経験や知見が蓄積され、事業者や市民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことで、自発的な抑制対策への取り組みを促します。

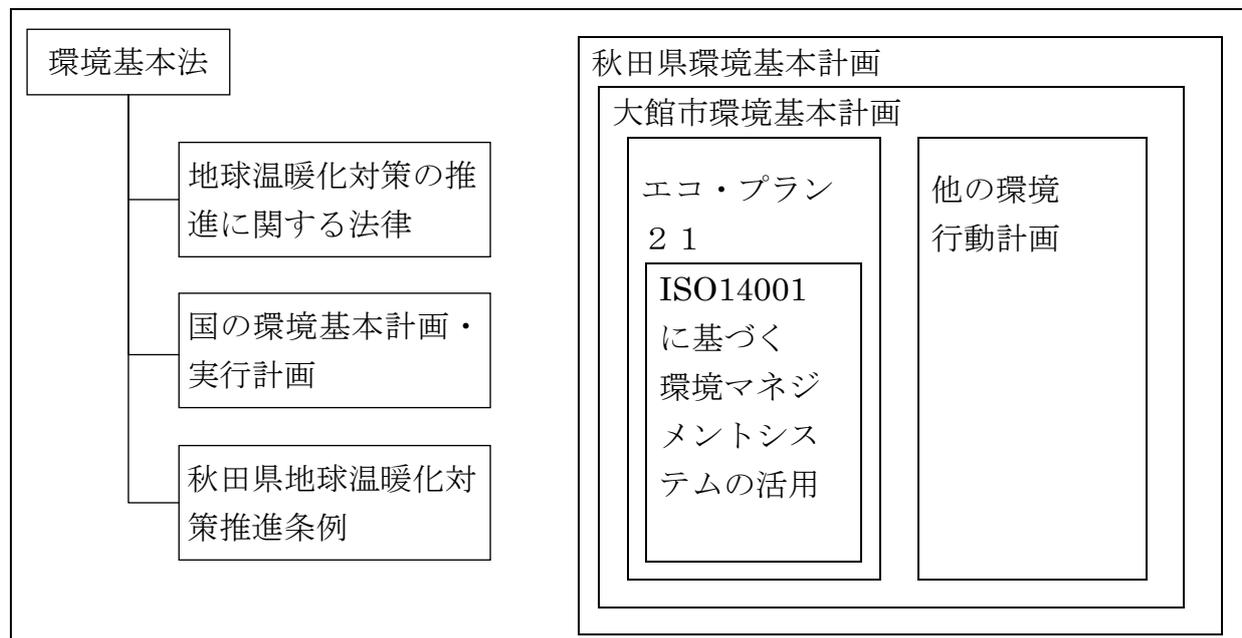
2. 関連計画との位置づけ

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（同法第21条）」として位置付けています。

本計画に関連して、大館市では平成12年8月24日に本庁舎等を適用範囲としてISO14001の認証を取得しました。ISO14001は、環境マネジメントシステムの国際規格で、環境改善のための管理と改善の手順、手法を標準化し、体系化したものです。

エコ・プラン21は、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を目的とする、地球環境改善のための実行計画であることから、本計画の実施に当たってはISO14001に基づく環境マネジメントシステムや環境組織を活用します。

なお、上位関連計画等との位置づけは次のとおりです。



3. 計画の対象範囲

本計画は、原則として大館市が行うすべての事務・事業（外部発注事業を除く）を対象とします。民間や団体への指定管理、委託等により実施する事務・事業についても、温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

また、市立保育園、小・中学校、市立総合病院、市立扇田病院、消防本部及び消防署は当面对象外としますが、段階的に拡大します。

なお、対象範囲の詳細は別表1のとおりです。

4. 対象とする温室効果ガス

京都議定書第2約束期間（2013～2020年）で取り上げられた温室効果ガスは7種類（表1）です。そのうち、二酸化炭素（CO₂）は排出量が特に多く、国内では、温室効果ガス排出量の約95%（秋田県では約90%）を二酸化炭素が占めています。

本実行計画では、温暖化への影響が特に大きいとされる二酸化炭素（CO₂）を引き続き対象とします。

対象とする温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）

表1 温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）	産業、民生、運輸部門などでの燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい	エネルギー効率の向上、ライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生	エコセメントの普及など
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門等から排出されるものが半分以上を占め、廃棄物の埋め立てから2～3割を占める	埋立量の削減など
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用	回収、再利用、破壊の推進、代替

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体等製造用や電子部品の洗浄などに利用	製造プロセスでの回収や代替物質への転換など
六フッ化硫黄 (SF6)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊など (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など
三フッ化窒素 (NF3)	半導体等製造用や電子部品の洗浄などに利用	製造プロセスでの回収や代替物質への転換など

5. 計画の期間

我が国では、2015（平成27）年11月に開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2030（平成42）年の日本の自主削減目標を2013（平成25）年比26%減と発表し、2016年（平成28）年11月のCOP22パリ協定での発効を受け、削減目標の着実な達成に向けた施策、中長期的な施策など、「気候変動の影響への適応計画」を踏まえた取組みに重点をおき、強化する方針を打ち出しました。

今回の改定では、上述した国の削減計画並びにエコ・プラン21の上位計画である大館市環境基本計画の計画期間に合わせ、平成32年度までの6年間で計画の期間とします。

計画の期間 平成27年度から平成32年度までの6年間

6. 公表

計画期間中は年度を単位として温室効果ガスの排出量を把握し、毎年度公表します。

Ⅱ エコ・プラン21の活動目標

(1) 二酸化炭素の総排出量

平成28年度の二酸化炭素の総排出量は

平成22年度を基準に2.42%の増加（目標：9%削減）

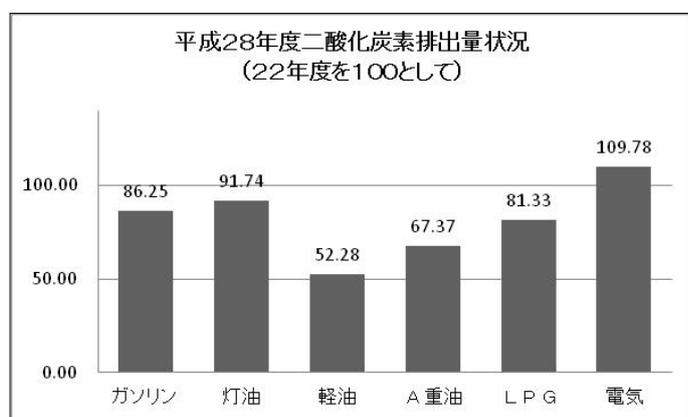
となりました。これは28年度使用量を最新の排出係数で計算したことによるもので、使用量そのものは削減しています。東日本大震災以降、電源種別発電量が変動し、二酸化炭素排出量も高止まり傾向が続いています。そのため、温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数も基準年より増となり、目標を達成することができませんでした。

なお、平成29年度は「平成22年度を基準に5%削減」の目標としました。近年の暖冬による冬季の除雪車両用燃料の使用減少や、節電意識の徹底により年間使用量は同程度が見込まれています。

各エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量

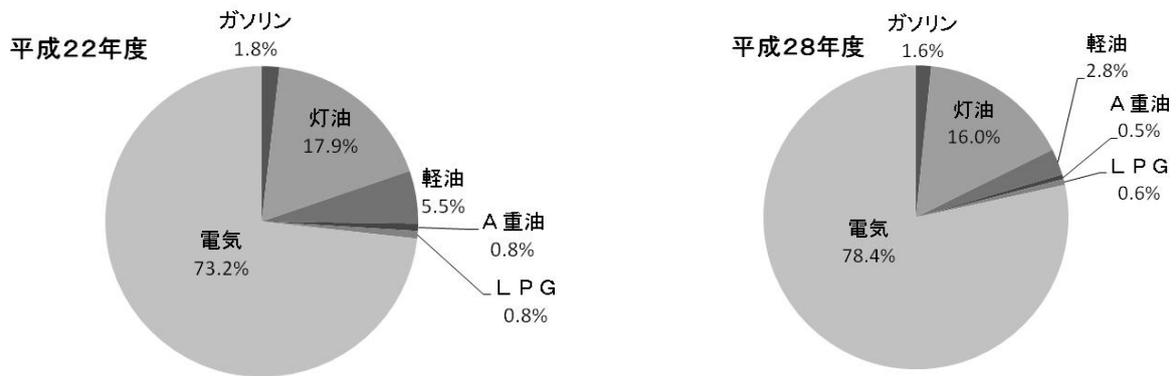
項目	単位	使用量		CO ₂ 排出量 (kg)			
		平成22年度	平成28年度	平成22年度	係数	平成28年度	係数
ガソリン	L	78,680.58	67,869.20	182,538.95	2.32	157,456.54	2.32
灯油	L	722,236.40	662,584.00	1,798,368.64	2.49	1,649,834.16	2.49
軽油	L	213,435.04	111,585.31	550,662.40	2.58	287,890.10	2.58
A重油	L	28,645.00	19,300.00	77,627.95	2.71	52,303.00	2.71
LPG	m ³	12,391.10	10,761.48	79,067.61	6.381	64,310.60	5.976
電気	kWh	15,714,755	14,522,311	7,354,505.34	0.468	8,074,404.92	0.556

※各エネルギーの排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条（平成28年5月27日一部改正）に規定された平成22/28年度分算定用排出係数を用いています。



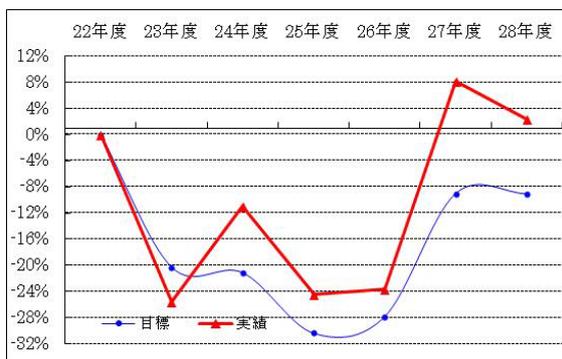
電気の二酸化炭素排出量が基準年(H22)に比べ、増加しました。上述したように、排出量算定に用いる排出係数変動によるものです。基準年より対象施設数は増となっておりますが、使用量は減となっております。

(参考：二酸化炭素の排出内訳)



自動車等燃料のガソリン、軽油の合計は平成22年度では全体のおよそ7%、平成28年度では4%と半減近くまで減少しました。暖房用燃料の灯油・重油は平成22年度では約36%、平成28年度では17%でした。また、全体の約8割近くを占めるのが電気使用量となっており、設備照明・機械運転に占める割合がかなり大きいと推測されます。二酸化炭素の排出量抑制対策は、この電気使用量の削減がカギになります。

(参考：削減率の推移)



グラフは、平成22年度の実績を元に各年度の削減率を表したものです。

前回基準年の平成17年度に比べ施設の新設や対象施設の拡大等により22年度の二酸化炭素排出量が増加しました。22年度の排出量に比して23~26年度排出量が少なかったため、削減率が著しく下がったように見えています。27年度で電力に係る排出係数が上昇したことにより削減率が未達成となり、28年度も同様の結果となりました。

(2) 二酸化炭素総排出量削減目標

運用実績や基準年度時対象施設の廃止・更新等の動向を踏まえて、削減目標を次のとおりとします。

平成32年度までに、平成22年度を基準として11%削減します

なお、計画の実施状況を適正に評価するため目標達成状況の確認には、最新の算定用排出係数を使用します。

(参考) 基準年度 (平成 22 年度) の各エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量

項目	単位	使用量	CO ₂ 排出量 (kg)	排出 係数
ガソリン	L	70,207.48	162,881.35	2.32
灯油	L	700,697.40	1,744,736.53	2.49
軽油	L	143,530.04	370,307.50	2.58
A重油	L	28,645.00	77,627.95	2.71
LPG	m ³	12,264.90	86,654.00	5.976
電気	kWh	11,845,195.00	5,543,551.26	0.468

※各エネルギーの排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条 (平成 28 年 5 月 27 日一部改正) に規定された平成 22 年度分算定用排出係数を用いています。

(3) 目標達成のための取組事項

省エネルギー対策等により、二酸化炭素排出量を削減し地球温暖化防止を図ります。実施に当たっては「I (2) 2. 関連計画との位置づけ」でも触れたとおり、ISO 14001 に基づく環境マネジメントシステムや環境組織を活用します。

1. 省エネルギー対策

電気、重油、灯油、ガソリン、軽油、LPGの使用量削減への具体的な取り組みは以下のとおりです。

空調

- 冷暖房の温度を適切に管理し、電気や燃料の削減に努めます
- ブラインドやカーテン等を有効に使用し、室温の管理に努めます
- クールビズ、ウォームビズを推進します

照明

- 不要箇所での消灯や昼休みの消灯を徹底します
- 照明のLED化を推進します

OA機器

- 導入時には省エネルギータイプを検討します
- 未使用時又は長時間使用しない場合はこまめに電源を切ります

公用車

- 近距離の移動には徒歩又は自転車積極的に利用し、自動車の利用を抑制します
- 相乗りを励行します
- エコドライブに努めます
- 適切な点検整備を励行します
- 公用車の更新・新規導入時には低公害車・低燃費車・電気自動車を検討します
- アイドリングストップに努めます

その他

- 施設の改修等の際には、省エネルギータイプの受電設備への改良を検討します
- ガスの消し忘れに注意します
- 環境に配慮した本庁舎の建設事業に取り組みます
- 電力デマンド監視施設を拡大し、監視体制を強化します

2. 再生可能エネルギーの導入

- 施設ボイラーの更新・新規導入時には、ペレットボイラーの使用を検討します
- カーボンオフセットに積極的に取り組みます
- バイオマスの利活用を推進します
- BDF燃料の使用拡大を検討します
- 小水力発電導入の可能性を検討します

Ⅲ エコ・プラン21の推進

(1) 推進体制

この計画では、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、計画の目標達成状況を毎年度把握・評価し、継続的に改善を行うための推進体制を整備します。

なお、既に整備されてある大館市環境組織に準じた組織体制とし、以下のとおりの役割分担とします。

1. 基本方針・行動目標等の決定とその見直し

環境管理総括者（「大館市環境組織設置要綱」（以下「組織要綱」という。）第4条に規定する者）は、計画の基本方針や行動目標等の決定や本計画の見直しの決定を行います。

2. 実施と運用

エコ・プラン実行部門の長（組織要綱第10条第2項に規定する者：実行部門の長）は、当該実行部門における取り組みを統括し、当該実行部門のエコ・プラン推進委員（組織要綱第11条に規定する者：環境推進委員）及びエコ・プラン実行委員（組織要綱第12条に規定する者：環境実行委員）に取り組みを行わせる責任を負います。

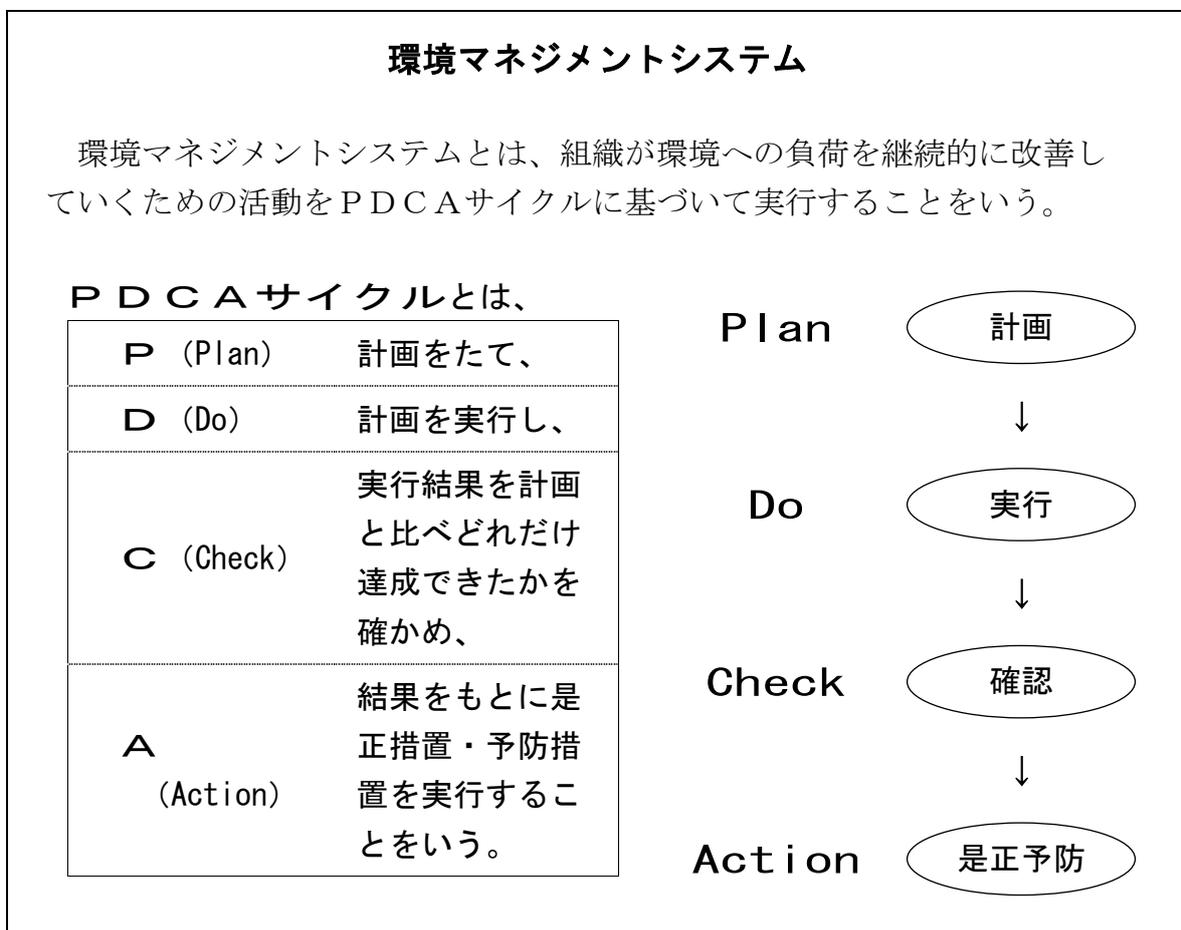
エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、所管する組織において本計画の目標を達成するための取り組みを推進します。

本計画に係る庶務は、市民部環境課が行います。

3. 点検等

エコ・プラン実行部門の長は、当該実行部門における本計画の進捗状況の点検等を行い、エコ・プラン管理責任者（組織要綱第7条に規定する者：環境管理責任者）に報告します。

エコ・プラン管理責任者は、本計画の進捗状況を把握し、環境管理総括者に報告するとともに公表します。



(2) 推進状況の点検

1. 毎月の点検等

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、所管する組織における取組状況について必要に応じて点検を行うものとします。

また、数値目標の設定されている以下の項目については毎月点検を行い、記録するものとします。

○燃料・電気使用量（電気、重油、灯油、ガソリン、軽油、LPG）

車に限らず、草刈機、除雪機、スノーモービル等燃料を使用するものも含まれます。また、借り上げた車を市職員が運転して使用した場合も対象となります。

2. 点検結果の報告

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、所管する組織における取組状況を四半期毎にエコ・プラン実行部門の長に報告します。

エコ・プラン実行部門の長は、当該実行部門の取組状況報告を取りまとめ、エコ・プラン管理責任者に報告します。

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員から実行部門の長を経てエコ・プラン管理責任者への報告は、第1四半期は7月31日、第2四半期は10月31日、第3四半期は1月31日、第4四半期は4月30日までにを行うものとします。

※ただし、上記の燃料・電気使用量の項目について、大館市環境マネジメントシステムの目的・目標の設定が「別管理・管理外」となっている施設等の報告は、当該年度分を第4四半期分とあわせて報告することとします。

3. 是正措置等

エコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員は、所管する組織において、二酸化炭素削減目標（全体で22年度実績を基準に11%削減）に対し、その実績数値が10%を上回ることが予想される場合には、その原因を特定し、是正措置を講ずるとともに、環境マネジメント様式（不適合是正処置・予防処置記録書）によりエコ・プラン実行部門の長に報告します。

エコ・プラン実行部門の長は、当該実行部門においてエコ・プラン推進委員及びエコ・プラン実行委員から受けた報告を取りまとめ、エコ・プラン管理責任者に報告します。

別表1 エコ・プラン21 対象組織等

(平成29年7月1日現在)

実行部門	対象組織名	対象所管施設
総務部	総務課	本庁舎
	危機管理課	
	企画調整課	
	職員課	
	財政課	
	管財課	
	契約検査課	
市民部	市民課	斎場 ペット霊園 小柄沢墓園管理センター（東雲閣）
	保険課	
	税務課	
	収納課	
	環境課	エコプラザ し尿処理場 粗大ごみ処理場
福祉部	福祉課	総合福祉センター
	子ども課	
	長寿課	
	健康課	保健センター 休日夜間急患センター
産業部	農林課	三ノ丸庁舎 コンポストセンター 比内地鶏糞処理施設
	商工課	労働福祉会館 総合技能センター
	観光課	二井田市民集会所（ハチ公荘） 湯夢湯夢の里 矢立ハイツ（矢立峠駐車場を含む） ベニヤマ荘、自然パークコテージ、 大葛金山ふるさと館

実行部門	対象組織名	対象所管施設
産業部	観光課	ユップラ 大滝温泉給湯施設 雪沢温泉給湯施設 軽井沢温泉給湯施設 花岡温泉給湯施設 観光案内所
	移住交流課	
建設部	土木課	土木課車庫 建設機械車庫 東台ラウンジ
	都市計画課	都市公園 市営住宅 米代川河川緑地
	まちづくり課	まちづくり課事務所
	水道課	山館浄水場 中山取水場 長根山浄水場 上水道施設 小規模水道施設 配水池 工業用水道施設
	下水道課	餌釣農業集落排水施設 山館農業集落排水施設 沢尻農業集落排水施設 真中農業集落排水施設 麓西農業集落排水施設 四羽出農業集落排水施設 小新田羽立地区農業集落排水施設 八木橋地区農業集落排水施設 山田地区農業集落排水施設 岩野目地区農業集落排水施設 十二所北地区農業集落排水施設 独鈷中野地区農業集落排水施設

実行部門	対象組織名	対象所管施設
比内総合支所	比内総合支所	比内総合支所 高齢者生産活動施設 高齢者・若者センター 構造改善センター 農村婦人の家
田代総合支所	田代総合支所	田代総合支所 五色湖ロッジ
会計課	会計課	
議会事務局	議会事務局	
監査委員事務局	監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	農業委員会事務局	
教育委員会	教育総務課	
	学校教育課	
	スポーツ振興課	市民体育館 城西体育館 釈迦内体育館 花岡体育館 十二所体育館 比内体育館 田代体育館 樹海体育館 武道館 弓道場 大館野球場 花岡野球場 達子森野球場 達子森スキー場 長根山陸上競技場 長根山テニスコート 長根山野球場 二ツ山総合公園

実行部門	対象組織名	対象所管施設
教育委員会	スポーツ振興課	高館テニスコート 扇田ふれあい公園 田代スポーツ公園（野球場ほか）
	生涯学習課	中央図書館 花矢図書館 比内図書館 田代図書館 桂城児童センター 有浦児童会館 釈迦内児童センター 城南児童会館 城西児童センター 中央公民館 勤労青少年ホーム 女性センター 釈迦内公民館 あやめ苑 長木公民館 長木公民館雪沢分館 上川沿公民館 下川沿公民館 真中公民館 二井田公民館 二井田公民館麓西分館 十二所公民館 花岡公民館 矢立公民館 比内公民館 田代公民館 北地区コミュニティセンター
	歴史文化課	郷土博物館 秋田三鶏記念館 鳥潟会館 長走風穴館 芝谷地湿原植物群落管理棟 出川の櫓トイレ

IV 資料・様式編

(1) 二酸化炭素排出量算出方法

二酸化炭素排出量の算出方法は、燃料・電気の各使用量に、それぞれの二酸化炭素排出係数を乗じたものを合計して求めます。

二酸化炭素排出係数

二酸化炭素排出係数とは、例えば電気 1 kWh を利用するのに、その電気の量を発電する際に排出される二酸化炭素の量が係数として政令で定められています。

二酸化炭素の排出量の単位

二酸化炭素の排出量は、CO₂に含まれる「炭素C」の重量で表す炭素排出量 [kg-C] と、二酸化炭素の重量で表す二酸化炭素排出量 [kg-CO₂] があります。

気象変動枠組み条約や地球温暖化防止行動計画で使用されている炭素排出量は [kg-C] を使用しますが、法律では二酸化炭素排出量 [kg-CO₂] を使用しています。

本計画では二酸化炭素排出量 [kg-CO₂] を使用します。

プロパンガス (LPG) 単位換算

プロパンガスは貯蔵段階では液体であることから、国の示す排出係数は kg で示されています。

実際の集計は請求書を基に行いますが、請求書に記載されているガス使用量は m³ で表示されています。そこで、m³ を kg に換算して用います。

換算値は、 $1 \text{ m}^3 = 1.99 \text{ kg} \quad (1 \text{ m}^3 \div 0.502 \text{ m}^3 / \text{kg})$

* 0.502・・・立方メートルからキログラムに換算するために使用する産気率。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律

(平成10年10月制定 最終改正：平成28年5月27日) 抜粋

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の施策)

第19条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独でまたは共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独でまたは共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独でまたは共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独でまたは共同して毎年一回、地方公共団体
実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む
む。）を公表しなければならない。

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第26条 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条
において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令
で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定める
ところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に
関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事
業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ご
とに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務
省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事
業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物
質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で
定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数
を乗じて得た量をいう。

※ 温室効果ガス：二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、
ハイドロフルオロカーボン類（ HFCs ）、パーフルオロカーボ
ン類（ PFCs ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）、三フッ化窒素（ NF_3 ）の6ガスのこと。

（3）温暖化のメカニズム

「地球の温暖化」は、人間の活動により発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの
大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部
がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する
現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、

- ①海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- ②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加
- ③生態系への影響や砂漠化の進行
- ④農業生産や水資源への影響
- ⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の増加

などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されていま
す。